

理事・監査選挙規定細則

制定：平成 7 年 9 月 1 6 日
改定：平成 1 0 年 6 月 2 8 日
改定：平成 1 7 年 6 月 1 9 日
改定：平成 1 9 年 6 月 2 4 日
改定：平成 2 0 年 7 月 2 0 日
改定：平成 2 3 年 7 月 3 1 日
改定：平成 2 6 年 7 月 0 6 日
改定：令和 5 年 7 月 3 0 日

第 1 条 兵庫県臨床心理士会規約第 1 3 条第 3 項に定める理事・監査の選挙を適正に実施するためにこの細則を定める。

第 2 条 兵庫県臨床心理士会（以下本会という）の理事・監査の選挙管理業務は、当該選挙の事由が発生する 6 ヶ月以前を基準として、当該時の本会の理事会が選挙管理委員会（以下委員会という）を組織してこれを行う。

2. 委員会はその代表者として選挙管理委員長を定めなければならない。

第 3 条 委員会は以下の業務を行う。

（1）選挙実施日程の確定と公示

当該選挙のための委員会が成立した日より 1 ヶ月以内に選挙実施日程と実施手続きに関する計画書を作成し、これを全会員に公示する。

（2）選挙台帳の作成と公示

選挙台帳は当該年度に作成した会員名簿によってこれをあてる。

（3）選挙の実施と開票結果の確定

本細則第 6 条により厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は第 7 条によりこれを行う。

開票に際し本会会員の任意な立ち会いは認める。ただし開票会場の都合により人数を制限することがある。

（4）選挙結果の公示

委員会は開票業務の終了後、その結果をすみやかに全会員に公示しなければならない。

第 4 条 選挙権および被選挙権は、第 3 条第 2 項に定める選挙台帳に記載されるものに与えられる。

2. 選挙台帳の作成される所定期日に海外に居住するものは、選挙権および被選挙権を有しない。

第 5 条 理事の定数は本会規約第 1 1 条の定めるところにより当分の間次のように定める。

選挙により選ばれる理事 1 5 名

上記の理事で構成する理事会で推挙される理事 原則 1 0 名

第6条 理事・監査の投票は所定の投票用紙を用いる。郵便投票とし指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。その他無効となる投票内容は委員会の定めるところによる。

2. 理事の選挙はそれぞれ無記名4名連記の投票で行う。
3. 監査の選挙はそれぞれ無記名2名連記の投票で行う。
4. 当選者の確定は、得票順による。ただし、同点者の生じた場合は抽選を行う。
5. 理事・監査の両方に当選した場合は、理事を優先する。

第7条 本会規約第11条および本細則第5条の役員選出は、当該理事選挙に当選し就任した理事による最初の理事会において行う。

附則 この細則は令和5年7月30日から発効する。